

京都産業会館ホール使用要領

1. 利用日と利用時間について

■ 利用日

京都産業会館ホール休業日を除き、ご利用いただけます。

※ 休業日（毎年）1月及び6月の最終日曜日、12月31日～1月3日

■ 利用時間

（1）基本時間

8:30～17:30 ※ 基本使用料に含みます

（2）基本時間外

基本時間を超えるご利用（8:30以前又は17:30以降）は、超過時間分の延長料（時間外使用料）を1時間単位で申し受けます。（1時間に満たない場合でも1時間として算定します）

※ 利用時間は、利用者が最初に入館された時点から最後に退館された時点迄とします。また、利用時間には会場の準備（搬入、設営、舞台・照明・音響の仕込、リハーサル等）、後始末（撤去、搬出、清掃、原状回復等）に必要な時間を含みます。

2. 使用料金について

■ 使用料（8:30から17:30まで）

会場名	区画名	面積		基本使用料金（日額）		延長料金
		m ²	坪	本番日	準備日	一時間当たり
京都産業会館ホール	全室	1,318	399.3	480,000 円	336,000 円	52,800 円
	北・中室	823	249.3	318,760 円	223,132 円	35,063 円
	中・南室	873	264.5	320,000 円	224,000 円	35,200 円
	北室	445	134.8	160,000 円	112,000 円	17,600 円
	中室	378	114.5	158,760 円	111,132 円	17,463 円
	南室	450	136.3	189,000 円	132,300 円	20,790 円

※ 共益付帯料として基本料使用料金合計の10%相当額を、別途申し受けます。

※ 延長料（時間外使用料）、設備備品使用料、電気使用料等は使用実績に応じて、別途申し受けます。

※ 上記使用料金には消費税は含まれておりませんので、別途申し受けます。

■ 設備使用料

品名	区画	規格など	保有数	使用料金 / 日
音響装置	各室	受付用放送ワゴンを含みます	1	10,000円/室
天井固定プロジェクター	北室	10000 lm、1チップDLP方式	1	無料
	南室	8500 lm、1チップDLP方式	1	
電動昇降式スクリーン	北室	w.5000mm×h.3200mm、最大225インチ（16:9）	1	無料
	中室	w.4450mm×h.2500mm、最大200インチ（16:9）	1	
	南室	w.4450mm×h.2500mm、最大200インチ（16:9）	1	
有線LAN（NURO）	各室	最大2Gbpsの高速通信・帯域確保型の光回線		5,000円/室

※ 上記使用料金には消費税は含まれておりませんので、別途申し受けます。

※ 開業記念といたしまして、天井固定プロジェクター及び電動昇降スクリーンを2021年3月まで無料としています。

2021年4月1日からは、天井固定プロジェクター30,000円/室及び電動昇降スクリーン10,000円/室を設備使用料として申し受けます。

■ 備品使用料

品名	区画	規格など	保有数	使用料金 / 日
受付用テーブル	全室共有	w.1800mm × d.600mm	7	200円/脚
テーブル	全室共有	w.1800mm × d.450mm	100	200円/脚
イス	全室共有		300	100円/脚
ポールパテーション	全室共有	※搬入出作業に係る使用分は除く	10	100円/本
サインスタンド	全室共有		10	100円/本
有線マイク	各室	※受付用放送ワゴン使用分を含む	4	1,500円/本

無線ハンドマイク	北室	※全室使用の場合でも、無線ハンドマイク（ピン型	4	2,000円/本
	中室	無線マイク含む）の最大同時使用は4本まで	2	2,000円/本
	南室	※各室1本までピン型無線マイクに変更可	2	2,000円/本
スタンド式スクリーン	全室共有	w.1800mm × h.2100mm （スクリーンサイズw.1220mm×h.1620mm）80インチ	2	2,000円/本
ホワイトボード	全室共有		1	500円/台
演台	全室共有	w.1200mm × d.600mm × h.1066mm	1	1,500円/台
司会者台	全室共有	w.600mm × d.600mm × h.1066mm	1	1,000円/台
ステージ（スカート付）	全室共有	w.1200mm × d.2400mm × h.200mm/400mm	10	5,000円/台

※ 上記使用料金には消費税は含まれておりませんので、別途申し受けます。

3. 付帯設備について

品名	区画	装備
電気設備	北室	・コンセント回路 1.6kw×21回路（合計容量が13kwを超えないこと） ・仮設電源盤【調光制御盤】16kw ※吊りボタン電源を使用する場合は合計容量が18kwを超えないこと
	中室	・ライティングダクト回路 1.6kw×23回路（合計容量が16kwを超えないこと） ・コンセント回路 1.6kw×19回路（合計容量が11kwを超えないこと） ・仮設電源盤【仮設盤1】8kw【仮設盤2】8kw【仮設盤3】8kw ※【仮設盤1】と【仮設盤2】の合計容量が12kwを超えないこと
	南室	・ライティングダクト回路 1.6kw×26回路（合計容量が16kwを超えないこと） ・コンセント回路 1.6kw×21回路（合計容量が11kwを超えないこと） ・仮設電源盤【仮設盤4】5kw【仮設盤5】8kw【仮設盤6】8kw ※【仮設盤5】と【仮設盤6】の合計容量が12kwを超えないこと
控室	北室	有り（面積約12㎡、可動壁により2分割可）
	中室	無し
	南室	無し
ライティングダクト （ダクト式照明器具取付用/調光不可）	北室	無し
	中室	有り
	南室	有り
美術ボタン（電動昇降型）	各室	有り
多目的ボタン（天井固定型）	各室	有り（電源タップ付きを含みます）
個別空調（パッケージ型エアコン）	各室	有り
インターネット通信回線 「無線LAN」（Wi-Fi）	－	有り（利用者にてセキュリティの保護・管理の設定が必要です。環境や回線の状況により通信速度の低下や接続し難い場合があります）
給湯室	全室共有	占有使用はできません

4. 申込と手続きについて

■ 申込受付

- （１） 京都産業会館ホールを利用される場合は、「利用許可申請書」（以下、申請書）に必要な事項をご記入のうえ、次の方法によりご提出下さい。なお、申請書データはWEBサイトからダウンロード頂けます。

☐ FAX送信 ☐ 郵送 ☐ メール送信（添付）

※ご質問等を兼ねて、申請書をご持参頂く場合は、お手数ですが「来所日時の予約」をお願いいたします。

（ご予約無しでお越し頂きますと、窓口でお預かりのみとさせて頂く場合や営業時間外の場合はお預かりできないことがあります。）

- （２） 申請書の提出後、申請内容を当方で審査させて頂きます。また、申請内容が他の希望者と重複の場合は、日数・面積などを選考のうえ可否を決定いたします。なお、申請内容によっては、可否のご連絡までお時間を要する場合があります。

■ 利用許可書の発行と基本使用料金等のお支払手順

- （１） 京都産業会館ホールの利用に伴い発生する料金は、基本使用料、共益付帯料及び延長料（時間外使用料）、設備備品使用料等です。
- （２） 上記のほか、利用者が京都産業会館ホールの使用要領や諸規則に違反された場合は、これによる損害の賠償を請求することがあります。

(3) 基本使用料金のお支払いの時期は次のとおりです。

基本使用料金（利用日数の合計額）は、前払制です。

◆ 利用開始日が6箇月以上先の場合

・内定通知の際に、基本使用料金の30%を請求しますので、発行日から20日以内にお支払いをお願いいたします。入金確認後、利用許可書を発行します。

・利用開始日の7箇月前を目途に、基本使用料金の70%（残金）を請求しますので、請求書記載の期日迄にお支払いをお願いいたします。

◆ 利用申請が利用開始日の6箇月以内の場合

・内定通知の際に、基本使用料金の100%（全額）を請求しますので、請求書記載の期日迄にお支払いをお願いいたします。入金確認後、利用許可書を発行します。

※ 請求書記載の期日迄に、基本使用料金（30%又は70%又は100%）の入金が無い場合は、利用を取消されたものとさせていただきます。

(4) 共益付帯料のほか、延長料（時間外使用料）、設備備品使用料、電気使用料等は、利用終了後に使用実績に応じた金額を請求しますので、請求書記載の期日迄にお支払いをお願いいたします。

■ 利用の変更・取消し

利用許可書の発行後、利用者の都合により、申請内容を変更するとき又は取消すときは、速やかに京都産業会館ホール係員にご連絡を頂き、所定の「利用変更取消申出書」に必要事項をご記入のうえ、発行済の「利用許可書」を添えてお申出下さい。

なお、理由の如何に拘らず、既納の前払金（基本使用料金）は返戻いたしません。（天変地異・不可抗力等の特別な場合を除きます）

※ 利用日、利用区画、催事内容等の変更は、相当の理由があると認めた場合を除き認められません。なお、変更を認める場合においては、新たな手続きを要します。

※ 変更又は取消しの時期に拘らず、前払金（基本使用料金）に未払いがある場合及び京都産業会館ホールに発注した開催支援サービス（制作物、人件費等）で、既に発生した実費については別途申し受けます。

5. 駐車場について

駐車場名	京都経済センター駐車場
収容台数	40 台 ※車両高制限 2.1 m
時間貸料金	300円/15分（23時～8時 100円/60分） ※最大料金 入庫後5時間以内 3,000円（最大料金は繰返し適用） ※24時～5時30分の間は、入出庫できません（ただし駐車料金は加算されますのでご注意ください） ※バイク、トラックの取扱いはありません。

※ お問合せ：三井リパーク（三井不動産リアルティ㈱） 電話 0120-325-130）

※ 提携駐車場はありません。

※ 駐輪場（自転車専用）12Hまで 150円/回 12～24Hまで 200円/回

6. 交通アクセスについて

建物名称	京都経済センター
所在地	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
アクセス	電車 地下鉄烏丸線「四条駅」（北改札口）より、徒歩3分 阪急電鉄京都線「烏丸駅」（西改札口）より、徒歩3分 ※ 地下鉄・阪急/地下道26出口 京都経済センターB1階入口直結 バス 四条烏丸バス停前（南側） タクシー JR「京都駅」から約10分 京阪「祇園四条駅」から約5分 車 大阪方面からお越しの場合……名神高速道路京都南ICから約20分 名古屋方面からお越しの場合……名神高速道路京都東ICから約20分 阪神高速8号京都線上烏羽ランプから約20分

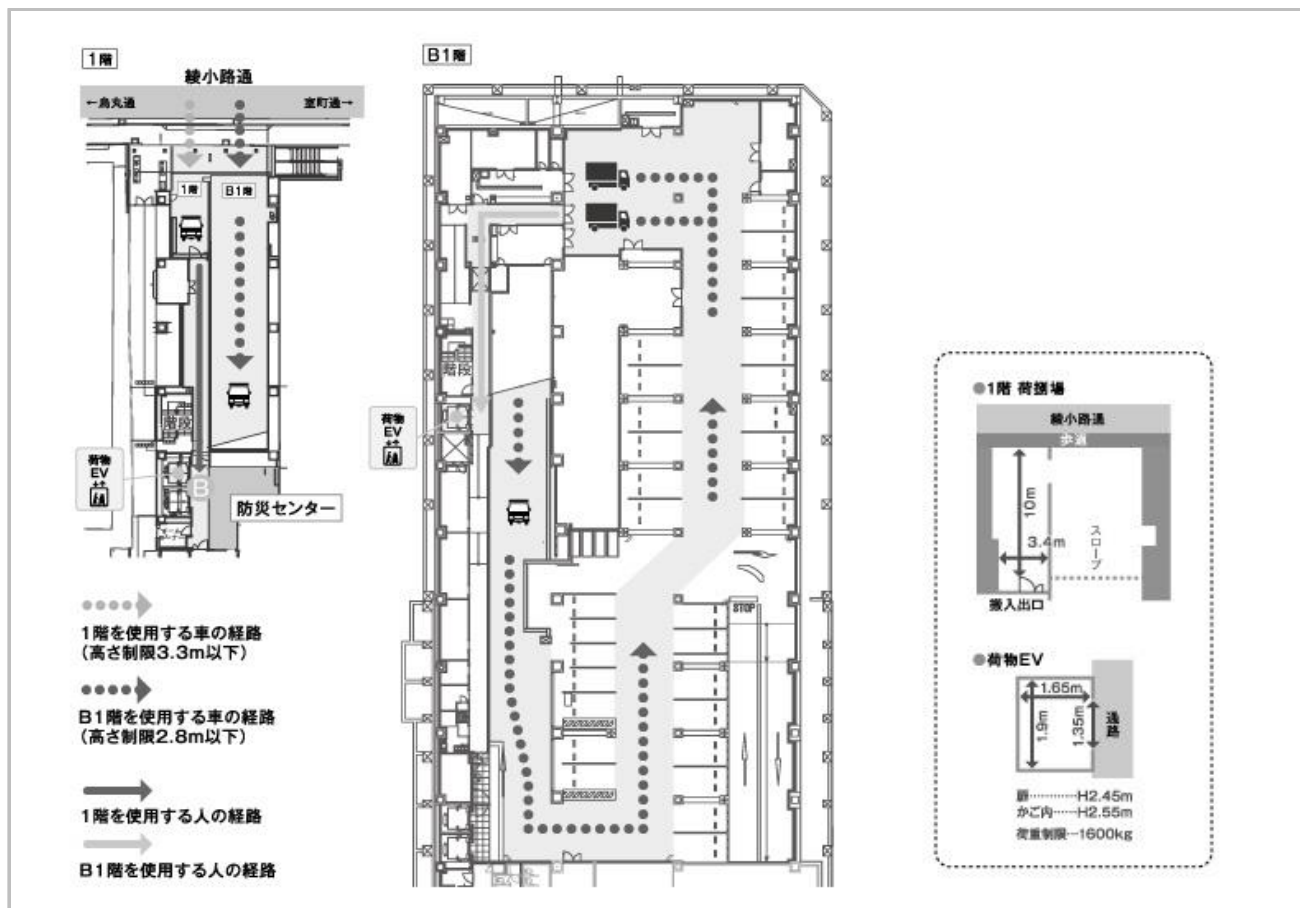
7. 搬入出経路について

搬入出は、下記の荷捌場（1階・B1階に各1箇所）と荷物用エレベーターを通じて行って下さい。作業に際しては、予め各階荷捌きやリフト操作等の責任者を届出頂き、その要員を配置のうえ進めて下さい。

なお、ホール建物は、事務所・店舗等が混在する多目的ビルにつき、エレベーターの独占使用並びに指定外経路からの搬入出は固くお断りいたします。

荷物用エレベーター	1基、荷重 1.6t 迄（幅約1.9m / 高さ約2.55m / 奥行約1.65m）※扉w.1.35m×h.2.45m
車高制限	B1階 2.8m以下（最大2台）：1階 3.3m以下（1台）
荷捌場及び経路	以下、参考図によりお確かめ下さい

【参考図】



8. 一次施工装飾業者の指定について

施設や設備の保全並びに搬入出業務の安全性を確保するため、装飾施工は次の業者を指定しています。

社名	所在地	電話
ジーク (株)	〒601-8317 南区吉祥院新田式ノ段町33	075-681-0511
(株) すやきち	〒603-8434 北区紫竹東栗栖町15	075-491-3035
(有) 創美社	〒607-8115 山科区小山北林町18-1	075-581-6729
(株) トーガシ	〒602-8216 上京区西堀川通元誓願寺上ル豎門前町414-1-17	075-417-3820
(株) フジヤ	〒604-0076 中京区東堀川通丸太町下ル7-4	075-211-4311
(株) 西産装美	〒602-8216 上京区西堀川通元誓願寺上ル豎門前町414	075-432-2410
(株) 満喜屋	〒601-8363 南区吉祥院嶋野間詰町71	075-681-1435

ホール装置を活用した舞台装飾（映像・音響・照明）等は、次の業者を推奨します。

社名	所在地	電話
(株) タケナカ	〒612-8415 伏見区竹田中島町251	075-647-3111

9. 利用に際しての注意事項

ご利用制限	次の場合は、予約が確定している場合や、既にご利用されている場合等であっても、予約を取消し、又はご利用を中止させて頂くことがあります。 (1) 申請書の記載事項（利用者、利用目的、利用内容等）が実際とは異なるとき。 (2) 指定日迄に前払金（基本使用料金の30%、70%又は100%）のお支払いが無いとき。 (3) ホールの利用権の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸したとき。 (4) ホール使用要領、その他ホールが定める規則等に違反したとき、又はこれらに基づくホール係員又はホールが指定する者の指示に従わなかったとき。 (5) 関係官公庁より中止命令が出たとき。 (6) 建物、設備及び備品を損傷する恐れがあるとき。 (7) 管理運営上支障のあるとき又は支障が予測されるとき。 (8) 宗教団体・政治団体又はこれらに類するものによる利用をはじめ、ホールの設置目的に相応しくないと判断したとき。 (9) 公の秩序、風俗を害したり、法律に違反するおそれがあるとき、その他ホールが予約の取消し又は利用の中止が必要と判断したとき。 (10) 暴行、脅迫、威圧的不当要求及びこれに類する行為が認められるとき又は予測されるとき。 (11) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団又は指定暴力団員等、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織等、反社会的勢力による利用又はその活動等の助長が予測されるとき。
免責事項	(1) 上記「ご利用制限」によりホールが予約を取り消し、又はご利用を中止させて頂いた場合、これによって利用者及び第三者に生じた損害については、一切賠償の責任を負いません。また、この場合、ご入金済の基本使用料金についても返還いたしません。 (2) 天災、火災、その他不可抗力によってホールの利用が困難になった場合、既にお納め頂いた前払金（基本使用料金）は返戻いたしますが、これによる催事の中止に伴う損害については、一切賠償の責任を負いません。 (3) 展示品並びに利用者及び第三者の所有物の、盗難・毀損等による損害については、一切賠償の責任を負いません。
損害賠償	(1) ホール内外の建造物・設備・備品を汚損・毀損又は紛失されたときは、利用者は、これを原状回復し又はホールが算定した、原状回復に要する直接および間接の費用の一切を賠償して頂きます。なお、汚損・毀損又は紛失の事態が生じた場合は、速やかにホール係員へご連絡下さい。 (2) 上記のほか、利用者がホールの使用要領や諸規則に違反された場合は、これによる損害の賠償を請求することがあります。

10. 飲食店舗について（ご案内）

京都経済センターB1階、1階に店舗がございます。

お申込・お問合せ

一般社団法人 京都産業会館

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

（京都経済センター 6階）

TEL (075)351-1300 FAX (075)351-1302

<http://www.ksk.or.jp>